

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改める。

改正後	改正前
<p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 短期格付が付与されている金融機関向けエクスポージャー、<u>第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー</u>、<u>保険会社向けエクスポージャー</u>及び<u>法人等向けエクスポージャー</u>（<u>特定貸付債権向けエクスポージャーを含む。</u>）</p> <p>「表略」</p> <p>「八・九 略」</p>	<p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 短期格付が付与されている金融機関向けエクスポージャー及び<u>法人等向けエクスポージャー</u></p> <p>「同上」</p> <p>「八・九 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。